

浦添市地域福祉協力員の運用に関する要綱

(目的)

第1条 誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域での福祉情報の受発信や各中学校区地域保健福祉センター及び関係機関とのパイプ役として、浦添市地域福祉協力員を配置する。

(地域福祉協力員の要件)

第2条 地域福祉協力員は、20歳以上の方で浦添市の地域福祉活動に関心のある方であつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方とする。

1. 自治会及び婦人会等、地域福祉団体会員
2. 地元商店及び事業所の方
3. その他、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)会長が認める方

(地域福祉協力員の登録及び登録の解除)

第3条 地域福祉協力員の登録を希望する者は、「浦添市地域福祉協力員登録申請書(新規・継続)」に必要事項を記入し社協に提出する。

2. 社協は、申請のあった登録希望者に対し、登録申請書の内容を確認した上で、社協会長が「地域福祉協力員登録証」を交付する。
3. 登録は1年ごとの更新制とする。
4. 地域福祉協力員が登録の解除を希望する場合は、社協会長に申し出るものとする。

(地域福祉協力員の役割)

第4条 地域福祉協力員は、各中学校区地域保健福祉センターを拠点として推進する地域福祉支援ネットワークづくりのため、次に掲げるボランティア活動を行うものとする。

1. 地域住民に対する保健福祉サービスや各相談機関・地域福祉情報の紹介
2. 地域の見守り活動(発見・つなぐ・見守る)や地域福祉支援ネットワークづくりへの協力
3. 各中学校区地域保健福祉センターや浦添市ボランティア市民活動支援センター等が実施する研修会及び講習会等への参加

(地域福祉協力員の責務)

第5条 地域福祉協力員は、個人情報の保護に万全を期するものとし、活動上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。